

建設コンサルタント登録業者 各位

建設コンサルタントの前払金制度の見直しについて

建設コンサルタントの前払金の対象範囲について下記のとおり拡大します。

1 前払金の対象範囲拡大

前払金の支払を行う対象範囲を拡大します。

(1) 前払金の額

契約金額の 30%以内（変更はありません）

(2) 対象範囲

○ 現行

・ 設計金額 1 件 500 万円以上（税込）で、履行期間が概ね 90 日以上



○ 拡大後

・ 設計金額 1 件 100 万円超（税込）、履行期間の制限はありません。

2 実施時期

平成 22 年 5 月 1 日以降の指名案件から実施

ただし、現在契約中の案件についても適用します。